

第40号議案

埼玉県央広域公平委員会共同設置規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規定により、埼玉県央広域公平委員会共同設置規約を次のとおり変更することについて議決を求める。

埼玉県央広域公平委員会共同設置規約の一部を変更する規約

埼玉県央広域公平委員会共同設置規約（平成13年4月1日施行）の一部を次のように変更する。

第1条中「鴻巣行田北本環境資源組合」を「彩北広域清掃組合」に改める。

附 則

この規約は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

令和2年6月2日提出

桶川市長 小 野 克 典

提 案 理 由

鴻巣行田北本環境資源組合の名称変更に伴い、埼玉県央広域公平委員会共同設置規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、この案を提出するものである。